

第7次徳島県保健医療計画における 「へき地医療体制の整備」(骨子案)

1 概要

本県のへき地保健医療対策は、これまで「徳島県へき地保健医療計画」と「徳島県保健医療計画」の2つの計画を策定し推進してきたが、今般、国からへき地保健医療計画を第7次医療計画に一本化し、一体的に策定する方針が示されたことから、今後、へき地保健医療対策については、徳島県保健医療計画において策定することとする。

2 計画期間

平成30年度から平成35年度までの6年間

3 主な内容

1 へき地医療の現状

①無医地区・無歯科医地区・過疎地域の現状

②医療従事者の状況

③へき地における医療提供体制の状況

(へき地診療所、へき地医療拠点病院、地域医療支援機構、
地域医療支援センター、社会医療法人、医師会の応援診療など)

④へき地の医療提供体制の課題

2 目指すべき方向と今後の取組み

4 骨子(案)

目指すべき方向

住み慣れた地域で外来や在宅の医療が包括的かつ安定的に受けられる体制の整備

今後の取組み

○へき地診療所、へき地医療拠点病院の機能強化

- ・外来と在宅の両方の医療を多職種連携で提供する体制の整備
- ・へき地に勤務する医師のキャリア形成の仕組みの確立
- ・総合診療医を育成する指導医の確保
- ・ベテランドクターとの連携強化(県医師会・民間医療機関)

○医師だけではなく、薬剤師、看護師などさまざまな職種の人員確保及びこれらの職種間の連携・協働の仕組みの確立

○訪問看護、訪問リハビリ、訪問歯科、訪問保険薬局の専門職を計画的に育成

○住民の通院のための交通手段や患者搬送手段の確保